

# 健診等補助金支給規程（別表）（一部改正） 新旧対比表

現 行	改 正 後	備 考																												
<p>1. 被保険者 (1) 生活習慣病健診</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">健診項目</th> <th colspan="2">対象[注1、以下同様]</th> <th rowspan="2">委託機関</th> <th rowspan="2">補助対象</th> <th rowspan="2">実施時期</th> </tr> <tr> <th>被保険者期間</th> <th>年齢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業主が実施する定期健康診断のうち法定健診以外の項目[注2] <u>※年齢①②により異なる</u></td> <td>3年以上</td> <td>①満35歳 ②満36歳以上</td> <td>事業主が指定する健診機関</td> <td>全額補助</td> <td>事業主が定める時期</td> </tr> </tbody> </table>	健診項目	対象[注1、以下同様]		委託機関	補助対象	実施時期	被保険者期間	年齢	事業主が実施する定期健康診断のうち法定健診以外の項目[注2] <u>※年齢①②により異なる</u>	3年以上	①満35歳 ②満36歳以上	事業主が指定する健診機関	全額補助	事業主が定める時期	<p>1. 被保険者 (1) 生活習慣病健診</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">健診項目</th> <th colspan="2">対象[注1、以下同様]</th> <th rowspan="2">委託機関</th> <th rowspan="2">補助対象</th> <th rowspan="2">実施時期</th> </tr> <tr> <th>被保険者期間</th> <th>年齢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業主が実施する定期健康診断のうち法定健診以外の項目[注2] <u>※年齢①～③により異なる</u></td> <td>3年以上</td> <td>①35歳 ②36歳以上</td> <td>事業主が指定する健診機関</td> <td>全額補助</td> <td>事業主が定める時期</td> </tr> </tbody> </table>	健診項目	対象[注1、以下同様]		委託機関	補助対象	実施時期	被保険者期間	年齢	事業主が実施する定期健康診断のうち法定健診以外の項目[注2] <u>※年齢①～③により異なる</u>	3年以上	①35歳 ②36歳以上	事業主が指定する健診機関	全額補助	事業主が定める時期	<p>○年齢表示から「満」を削除。</p>
健診項目		対象[注1、以下同様]					委託機関	補助対象	実施時期																					
	被保険者期間	年齢																												
事業主が実施する定期健康診断のうち法定健診以外の項目[注2] <u>※年齢①②により異なる</u>	3年以上	①満35歳 ②満36歳以上	事業主が指定する健診機関	全額補助	事業主が定める時期																									
健診項目	対象[注1、以下同様]		委託機関	補助対象	実施時期																									
	被保険者期間	年齢																												
事業主が実施する定期健康診断のうち法定健診以外の項目[注2] <u>※年齢①～③により異なる</u>	3年以上	①35歳 ②36歳以上	事業主が指定する健診機関	全額補助	事業主が定める時期																									
<p>[注1]被保険者期間・年齢は受診年度の4月1日現在で判定、受診年度の4月1日現在および受診日において当組合の加入資格を有すること。</p> <p>[注2]事業主が実施する定期健康診断のうち法定健診および法定健診以外の項目</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>対象年齢</th> <th>法定健診の項目（参考）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検尿（潜血）、腹部超音波、血液一般（WBC、Ht、血小板）、眼底血液生化学： 肝機能(T-BIL、TP、アルブミン、ALP、LDH、A/G比、CHE)脂質（T-CHO） 腎機能（BUN、CRE）尿酸（アミラーゼ）尿酸（UA）炎症（CRP）</td> <td>①満35歳 ②満36歳以上</td> <td>医師診察、身長、体重、BMI、腹囲、視力、聴力(1,000Hz、4,000Hz)、血圧、脈拍、胸部X線（直接）、心電図、検尿（糖・蛋白）、血液一般（RBC、Hb）、血液生化学： 肝機能（GOT、GPT、γ-GTP）脂質（TG、HDL-CHO、LDL-CHO（またはNonHDL-CHO）腎機能（eGFR）糖代謝（血糖、HbA1C:NGSP値）</td> </tr> <tr> <td>肝炎ウイルス検査（HBs抗原、HCV抗体）</td> <td>①満35歳</td> <td></td> </tr> <tr> <td>【追加】</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	対象年齢	法定健診の項目（参考）	検尿（潜血）、腹部超音波、血液一般（WBC、Ht、血小板）、眼底血液生化学： 肝機能(T-BIL、TP、アルブミン、ALP、LDH、A/G比、CHE)脂質（T-CHO） 腎機能（BUN、CRE）尿酸（アミラーゼ）尿酸（UA）炎症（CRP）	①満35歳 ②満36歳以上	医師診察、身長、体重、BMI、腹囲、視力、聴力(1,000Hz、4,000Hz)、血圧、脈拍、胸部X線（直接）、心電図、検尿（糖・蛋白）、血液一般（RBC、Hb）、血液生化学： 肝機能（GOT、GPT、γ-GTP）脂質（TG、HDL-CHO、LDL-CHO（またはNonHDL-CHO）腎機能（eGFR）糖代謝（血糖、HbA1C:NGSP値）	肝炎ウイルス検査（HBs抗原、HCV抗体）	①満35歳		【追加】			<p>[注1]被保険者期間・年齢は受診年度の4月1日現在で判定、受診年度の4月1日現在および受診日において当組合の加入資格を有すること。</p> <p>[注2]事業主が実施する定期健康診断のうち法定健診および法定健診以外の項目</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>対象</th> <th>法定健診の項目（参考）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検尿（潜血）、腹部超音波、血液一般（WBC、Ht、血小板）、眼底血液生化学： 肝機能(T-BIL、TP、アルブミン、ALP、LDH、A/G比、CHE)脂質（T-CHO） 腎機能（BUN、CRE）尿酸（アミラーゼ）尿酸（UA）炎症（CRP）</td> <td>①35歳 ②36歳以上</td> <td>医師診察、身長、体重、BMI、腹囲、視力、聴力(1,000Hz、4,000Hz)、血圧、脈拍、胸部X線（直接）、心電図、検尿（糖・蛋白）、血液一般（RBC、Hb）、血液生化学： 肝機能（GOT、GPT、γ-GTP）脂質（TG、HDL-CHO、LDL-CHO（またはNonHDL-CHO）腎機能（eGFR）糖代謝（血糖、HbA1C:NGSP値）</td> </tr> <tr> <td>肝炎ウイルス検査（HBs抗原、HCV抗体）</td> <td>①35歳</td> <td></td> </tr> <tr> <td>骨粗しょう症検査（女性）</td> <td>③50歳、55歳 60歳、65歳 70歳</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	対象	法定健診の項目（参考）	検尿（潜血）、腹部超音波、血液一般（WBC、Ht、血小板）、眼底血液生化学： 肝機能(T-BIL、TP、アルブミン、ALP、LDH、A/G比、CHE)脂質（T-CHO） 腎機能（BUN、CRE）尿酸（アミラーゼ）尿酸（UA）炎症（CRP）	①35歳 ②36歳以上	医師診察、身長、体重、BMI、腹囲、視力、聴力(1,000Hz、4,000Hz)、血圧、脈拍、胸部X線（直接）、心電図、検尿（糖・蛋白）、血液一般（RBC、Hb）、血液生化学： 肝機能（GOT、GPT、γ-GTP）脂質（TG、HDL-CHO、LDL-CHO（またはNonHDL-CHO）腎機能（eGFR）糖代謝（血糖、HbA1C:NGSP値）	肝炎ウイルス検査（HBs抗原、HCV抗体）	①35歳		骨粗しょう症検査（女性）	③50歳、55歳 60歳、65歳 70歳		<p>○被保険者の疾病の早期発見、早期治療のため健診項目に「骨粗しょう症検査」を追加。</p>				
項目	対象年齢	法定健診の項目（参考）																												
検尿（潜血）、腹部超音波、血液一般（WBC、Ht、血小板）、眼底血液生化学： 肝機能(T-BIL、TP、アルブミン、ALP、LDH、A/G比、CHE)脂質（T-CHO） 腎機能（BUN、CRE）尿酸（アミラーゼ）尿酸（UA）炎症（CRP）	①満35歳 ②満36歳以上	医師診察、身長、体重、BMI、腹囲、視力、聴力(1,000Hz、4,000Hz)、血圧、脈拍、胸部X線（直接）、心電図、検尿（糖・蛋白）、血液一般（RBC、Hb）、血液生化学： 肝機能（GOT、GPT、γ-GTP）脂質（TG、HDL-CHO、LDL-CHO（またはNonHDL-CHO）腎機能（eGFR）糖代謝（血糖、HbA1C:NGSP値）																												
肝炎ウイルス検査（HBs抗原、HCV抗体）	①満35歳																													
【追加】																														
項目	対象	法定健診の項目（参考）																												
検尿（潜血）、腹部超音波、血液一般（WBC、Ht、血小板）、眼底血液生化学： 肝機能(T-BIL、TP、アルブミン、ALP、LDH、A/G比、CHE)脂質（T-CHO） 腎機能（BUN、CRE）尿酸（アミラーゼ）尿酸（UA）炎症（CRP）	①35歳 ②36歳以上	医師診察、身長、体重、BMI、腹囲、視力、聴力(1,000Hz、4,000Hz)、血圧、脈拍、胸部X線（直接）、心電図、検尿（糖・蛋白）、血液一般（RBC、Hb）、血液生化学： 肝機能（GOT、GPT、γ-GTP）脂質（TG、HDL-CHO、LDL-CHO（またはNonHDL-CHO）腎機能（eGFR）糖代謝（血糖、HbA1C:NGSP値）																												
肝炎ウイルス検査（HBs抗原、HCV抗体）	①35歳																													
骨粗しょう症検査（女性）	③50歳、55歳 60歳、65歳 70歳																													

現 行

改 正 後

備 考

(2) がん検診・脳ドック

(2) がん検診・脳ドック

健診項目	対象		委託機関	補助対象	実施時期
	被保険者期間	年齢			
○子宮頸がん検診 ※2年に1回受診推奨 ※子宮体がん検診、自己採取の子宮頸がん検診は補助対象外	期間制限なし	満20歳以上の女性	事業主の指定する健診機関	全額補助	事業主が定める時期
			事業主の指定する健診機関以外で受診 (住民健診含む[注3])	補助金限度額 <u>4,500円</u> (税別)	受診:10月末 申請:12月末
○乳がん検診 ・マンモグラフィ、 超音波エコー検査 ※2年に1回受診推奨 ※マンモグラフィ・ 超音波エコー検査 両方受診の場合は、マンモグラフィのみ補助対象	期間制限なし	満35歳以上の女性	事業主の指定する健診機関	全額補助	事業主が定める時期
			事業主の指定する健診機関以外で受診 (住民健診含む[注3])	補助金限度額 <u>6,000円</u> (税別)	受診:10月末 申請:12月末
○胃がんリスク検査 ・ピロリ菌検査、ペ プシノゲン検査	3年以上	満35歳	事業主の指定する健診機関	全額補助	事業主が定める時期
		※会社指定の健診機関で当該検査が受検できない希望者	事業主の指定する健診機関以外で受診	全額補助	

健診項目	対象		委託機関	補助対象	実施時期
	被保険者期間	年齢			
○子宮頸がん検診 ※2年に1回受診推奨 ※子宮体がん検診、自己採取の子宮頸がん検診は補助対象外	期間制限なし	20歳以上の女性	事業主の指定する健診機関	全額補助	事業主が定める時期
			事業主の指定する健診機関以外で受診 (住民健診含む[注3])	補助金限度額 <u>4,950円</u>	受診:10月末 申請:3月末
○乳がん検診 ・マンモグラフィ、 超音波エコー検査 ※2年に1回受診推奨 ※マンモグラフィ・ 超音波エコー検査 両方受診の場合は、マンモグラフィのみ補助対象	期間制限なし	35歳以上の女性	事業主の指定する健診機関	全額補助	事業主が定める時期
			事業主の指定する健診機関以外で受診 (住民健診含む[注3])	補助金限度額 <u>6,600円</u>	受診:10月末 申請:3月末
○胃がんリスク検査 ・ピロリ菌検査、ペ プシノゲン検査	3年以上	35歳	事業主の指定する健診機関	全額補助	事業主が定める時期
		※会社指定の健診機関で当該検査が受検できない希望者	事業主の指定する健診機関以外で受診	全額補助	

現 行						改 正 後						備 考	
○胃部X線検査（直 接）	3年以 上	満40歳 以上	事業主の指定する健 診機関	全額補助	事業主が定める 時期	○胃部X線検査（直 接）	期間制 限なし	40歳以 上	事業主の指定する 健診機関	全額補助	事業主が定め る時期		【削 除】
	3年未 満	満40歳 以上	住民健診[注3]	全額補助	受診：市町村に より異なる 申請：2月末								
○大腸がん検査 ・便潜血反応（2回 法）	3年以 上	満40歳 以上	事業主の指定する健 診機関	全額補助	事業主が定める 時期	○大腸がん検査 ・便潜血反応（2回 法）	期間制 限なし	40歳以 上	事業主の指定する 健診機関	全額補助	事業主が定め る時期	【削 除】	
	3年未 満	満40歳 以上	住民健診[注3]	全額補助	受診：市町村に より異なる 申請：2月末								
○前立腺PSA検査	3年以 上	満50歳 以上の男 性	事業主の指定する健 診機関	全額補助	事業主が定める 時期	○前立腺PSA検査	3年以 上	50歳以 上の男性	事業主の指定する 健診機関	全額補助	事業主が定め る時期		
○脳ドック	3年以 上	満40歳 以上	事業主の指定する健 診機関[注4]	補助金限度額 10,000 円	事業主が定める 時期	○脳ドック	3年以 上	40歳以 上	事業主の指定する 健診機関[注4]	補助金限度額 10,000 円	事業主が定め る時期		
[注3] 住民健診：市町村が主体となり医療機関に委託（受診条件は各市町村により異なるため詳細は市町村 へ問い合わせください）						[注3] 住民健診：市町村が主体となり医療機関に委託（受診条件は各市町村により異なるため詳細は市 町村へ問い合わせください）							
[注4] 事業主の指定する健診機関（事業主の行う定期健康診断の実施機関）が脳ドックを実施していない場合 に限り、他の医療機関での脳ドックの受診も補助対象						[注4] 事業主の指定する健診機関（事業主の行う定期健康診断の実施機関）が脳ドックを実施していな い場合に限り、他の医療機関での脳ドックの受診も補助対象							

現 行	改 正 後					備 考																									
【追 加】	<p>(3) その他の補助</p> <table border="1" data-bbox="1111 185 1939 644"> <thead> <tr> <th>健診項目</th> <th>対象</th> <th>委託機関</th> <th>補助対象</th> <th>実施時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○歯周病検査</td> <td>35歳、40歳 45歳、50歳 55歳、60歳</td> <td>健保組合の 委託機関 [注5]</td> <td>全額補助</td> <td>健保組合が 定める時期</td> </tr> <tr> <td>○二次健診費用 (5大がん検診に かかる費用)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>補助金限度額 5,000円</td> <td>健保組合が 定める時期</td> </tr> <tr> <td>○睡眠時無呼吸症 候群(SAS) リスク検査</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>補助金限度額 5,000円</td> <td>健保組合が 定める時期</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注5] 健保組合の委託機関：株式会社メスプコーポレーション メスプ細胞検査研究所</p>					健診項目	対象	委託機関	補助対象	実施時期	○歯周病検査	35歳、40歳 45歳、50歳 55歳、60歳	健保組合の 委託機関 [注5]	全額補助	健保組合が 定める時期	○二次健診費用 (5大がん検診に かかる費用)	—	—	補助金限度額 5,000円	健保組合が 定める時期	○睡眠時無呼吸症 候群(SAS) リスク検査	—	—	補助金限度額 5,000円	健保組合が 定める時期	<p>○被保険者の疾病の早期発見、早期治療のため健診項目に、「歯周病検査、二次健診費用、睡眠時無呼吸症候群(SAS)リスク検査」の費用の補助を追加。</p>					
健診項目	対象	委託機関	補助対象	実施時期																											
○歯周病検査	35歳、40歳 45歳、50歳 55歳、60歳	健保組合の 委託機関 [注5]	全額補助	健保組合が 定める時期																											
○二次健診費用 (5大がん検診に かかる費用)	—	—	補助金限度額 5,000円	健保組合が 定める時期																											
○睡眠時無呼吸症 候群(SAS) リスク検査	—	—	補助金限度額 5,000円	健保組合が 定める時期																											
<p>2. 任意継続被保険者・被扶養者</p> <table border="1" data-bbox="85 753 1039 1503"> <thead> <tr> <th>健診項目</th> <th>対象[注1]</th> <th>委託機関</th> <th>補助対象</th> <th>実施時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○基本健診 (家族健診) [注2]</td> <td>満35歳以上の被扶養配偶者または、 満40歳以上の任意継続被保険者および被扶養者</td> <td>健保組合の委託 機関 [注3]</td> <td>全額補助</td> <td>受診地域・機関により異なる (7月～翌年2月下旬頃)</td> </tr> <tr> <td>○乳がん検診 (女性) ・マンモグラフィ、超音波 エコー検査 ※2年に1回 受診推奨 ※マンモグラフィ・超音波 エコー検査は いずれか一方 のみ</td> <td>満35歳以上の被扶養配偶者</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	健診項目	対象[注1]	委託機関	補助対象	実施時期	○基本健診 (家族健診) [注2]	満35歳以上の被扶養配偶者または、 満40歳以上の任意継続被保険者および被扶養者	健保組合の委託 機関 [注3]	全額補助	受診地域・機関により異なる (7月～翌年2月下旬頃)	○乳がん検診 (女性) ・マンモグラフィ、超音波 エコー検査 ※2年に1回 受診推奨 ※マンモグラフィ・超音波 エコー検査は いずれか一方 のみ	満35歳以上の被扶養配偶者				<p>2. 任意継続被保険者・被扶養者</p> <table border="1" data-bbox="1066 753 1980 1503"> <thead> <tr> <th>健診項目</th> <th>対象[注1]</th> <th>委託機関</th> <th>補助対象</th> <th>実施時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○基本健診 (家族健診) [注2]</td> <td>35歳以上の被扶養配偶者または、 40歳以上の任意継続被保険者および被扶養者</td> <td>健保組合の委託 機関 [注3]</td> <td>全額補助</td> <td>受診地域・機関により異なる (7月～翌年2月下旬頃)</td> </tr> <tr> <td>○乳がん検診 (女性) ・マンモグラフィ、超音波 エコー検査 ※2年に1回 受診推奨 ※マンモグラフィ・超音波 エコー検査は いずれか一方 のみ</td> <td>35歳以上の被扶養配偶者</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	健診項目	対象[注1]	委託機関	補助対象	実施時期	○基本健診 (家族健診) [注2]	35歳以上の被扶養配偶者または、 40歳以上の任意継続被保険者および被扶養者	健保組合の委託 機関 [注3]	全額補助	受診地域・機関により異なる (7月～翌年2月下旬頃)	○乳がん検診 (女性) ・マンモグラフィ、超音波 エコー検査 ※2年に1回 受診推奨 ※マンモグラフィ・超音波 エコー検査は いずれか一方 のみ	35歳以上の被扶養配偶者			
健診項目	対象[注1]	委託機関	補助対象	実施時期																											
○基本健診 (家族健診) [注2]	満35歳以上の被扶養配偶者または、 満40歳以上の任意継続被保険者および被扶養者	健保組合の委託 機関 [注3]	全額補助	受診地域・機関により異なる (7月～翌年2月下旬頃)																											
○乳がん検診 (女性) ・マンモグラフィ、超音波 エコー検査 ※2年に1回 受診推奨 ※マンモグラフィ・超音波 エコー検査は いずれか一方 のみ	満35歳以上の被扶養配偶者																														
健診項目	対象[注1]	委託機関	補助対象	実施時期																											
○基本健診 (家族健診) [注2]	35歳以上の被扶養配偶者または、 40歳以上の任意継続被保険者および被扶養者	健保組合の委託 機関 [注3]	全額補助	受診地域・機関により異なる (7月～翌年2月下旬頃)																											
○乳がん検診 (女性) ・マンモグラフィ、超音波 エコー検査 ※2年に1回 受診推奨 ※マンモグラフィ・超音波 エコー検査は いずれか一方 のみ	35歳以上の被扶養配偶者																														

現 行					改 正 後					備 考
○子宮頸がん 検診（女性） ※2年に1回 受診推奨 ※子宮体がん 検診、自己採 取の子宮頸が ん検診は補助 対象外					○子宮頸がん 検診（女性） ※2年に1回 受診推奨 ※子宮体がん 検診、自己採 取の子宮頸が ん検診は補助 対象外					
○大腸がん検 査 ・便潜血反応 （2回法）	満40歳以上の被扶養配 偶者				○大腸がん検 査 ・便潜血反応 （2回法）	40歳以上の被扶養配偶 者				
○特定健康診 査[注4] ※申込者に「集 合契約B」の 受診券を配 布	満40歳以上の任意継続 被保険者および被扶養者 ※受診時期に40歳ある いは75歳になる者を含 む	都道府県代表保 険者との集合契 約医療機関	全額補助	国が定める期間	○特定健康診 査[注4] ※申込者に 「集合契約 B」の受診 券を配布	40歳以上の任意継続被 保険者および被扶養者 ※受診時期に40歳ある いは75歳になる者を含 む	都道府県代表保 険者との集合契 約医療機関	全額補助	国が定める期間	
<p>[注1]年齢は受診年度の4月1日現在で判定、なお、受診年度の4月1日および受診日において当組合の加入資格を有すること。</p> <p>[注2]基本健診（家族健診）の項目：委託先との契約に基づく次の項目</p> <p>質問票および医師による問診・診察、身長、体重、視力、BMI、腹囲、血圧測定、尿検査（糖、蛋白、潜血、カレリノゲン）、胸部X線（直接撮影法）、血液検査（貧血、肝機能、脂質、腎機能、糖代謝、心電図）</p> <p>[注3]健保組合の委託機関：（一財）京都工場保健会</p> <p>[注4]特定健康診査：「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号第1条）」に定める特定健康診査の項目</p>					<p>[注1]年齢は受診年度内に該当年齢に到達するかどうかで判定、なお、受診年度の4月1日および受診日において当組合の加入資格を有すること。</p> <p>[注2]基本健診（家族健診）の項目：委託先との契約に基づく次の項目</p> <p>質問票および医師による問診・診察、身長、体重、視力、BMI、腹囲、血圧測定、尿検査（糖、蛋白、潜血、カレリノゲン）、胸部X線（直接撮影法）、血液検査（貧血、肝機能、脂質、腎機能、糖代謝、心電図）</p> <p>[注3]健保組合の委託機関：（一財）京都工場保健会</p> <p>[注4]特定健康診査：「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号第1条）」に定める特定健康診査の項目</p>					<p>○受診時の年齢基準の判定日を4/1から受診年度へ変更。 （特定健診の受診基準と統一）</p>

現 行	改 正 後	備 考
附 則	附 則 この規程は、2024（令和6）年4月1日から改正施行する。 <u>（補助内容の見直し にともなう変更）</u>	

以上

## 「システム等運用管理規程」(一部改正) 新旧対比表

現 行	改 正 後	備 考
第1条～15条(略)	第1条～15条(略)	
<p>(入退出管理)</p> <p>第16条 部外者(原則として組合の役職員以外の者をいう。以下同じ。)の立ち入りを制限する必要がある物理的な領域を以下のように定義する。</p> <p>(1) 組合の役職員が執務する場所または部屋を「執務室等」という。</p> <p><u>(2) 個人情報</u>が保管されているサーバー及び記録媒体を設置または保管する場所または部屋を「サーバー室等」という。</p> <p>2 部外者が執務室等またはサーバー室等に立ち入る場合、入退室記録の作成、同伴等の管理を実施する。</p> <p>3 <u>データ保護管理者</u>またはデータ保護担当者は、サーバー室等の出入口を常時施錠管理し、その入退室を記録・管理する。</p> <p>4 <u>サーバー室等への入退出は、データ保護管理者の承認を得て行うものとする。</u></p> <p><u>なお、部外者の入退出においてはその者の身分等について確認するものとする。</u></p> <p>5 <u>サーバー室等は、組合の役職員の常駐または防犯カメラによる常時監視し得る措置をとる等のセキュリティが保たれた管理領域とする。</u></p> <p>6 <u>データ保護管理者は、入退室の記録を定期的に確認して、問題が確認されたつど、適切な措置を講ずる。</u></p>	<p>(入退出管理)</p> <p>第16条 部外者(原則として組合の役職員以外の者をいう。以下同じ。)の立ち入りを制限する必要がある物理的な領域を以下のように定義する。</p> <p>(1) 組合の役職員が執務する場所または部屋を「執務室等」という。</p> <p><u>(2) 削除</u></p> <p>2 部外者が執務室等に立ち入る場合、入退室記録の作成、同伴等の管理を実施する。</p> <p>3 <u>削除</u></p> <p>4 <u>削除</u></p> <p>5 <u>削除</u></p> <p>【項番を繰り上げ】</p> <p>3 <u>データ保護管理者は、入退室の記録を定期的に確認して、問題が確認されたつど、適切な措置を講ずる。</u></p>	<p>○規程から「サーバ室」に関する表記を控除</p>

現 行	改 正 後	備 考
<p>(執務室等及びサーバー室等の安全管理)</p> <p>第17条 データ保護管理者は、<u>執務室等及びサーバー室等</u>における火災、その他の災害、盗難に備えて、非常電源装置、無停電装置、自動消火装置、監視カメラ、入退制限装置などによる必要な保安処置を講じなければならない。</p> <p>2 データ保護管理者は、<u>情報システム等の正常稼働維持のため、執務室等及びサーバー室等の温度、湿度等の環境を適切に保持するものとする。</u></p>	<p>(執務室等の安全管理)</p> <p>第17条 データ保護管理者は、<u>執務室等</u>における火災、その他の災害、盗難に備えて、非常電源装置、無停電装置、自動消火装置、監視カメラ、入退制限装置などによる必要な保安処置を講じなければならない。</p> <p>2 データ保護管理者は、<u>情報システムの正常稼働維持のため、執務室等の温度、湿度等の環境を適切に保持するものとする。</u></p>	
<p>(記録機器及び端末の安全管理)</p> <p>第18条 サーバー等の記録機器及びPC等の端末は、以下のいずれかの対策により盗難防止措置を講ずるものとする。</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) <u>執務室等またはサーバー室等を施錠し、施錠を記録・管理する。</u></p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(記録機器及び端末の安全管理)</p> <p>第18条 サーバー等の記録機器及びPC等の端末は、以下のいずれかの対策により盗難防止措置を講ずるものとする。</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) <u>執務室等を施錠し、施錠を記録・管理する。</u></p> <p>2～4 (略)</p>	
<p>第19条～第20条 (略)</p>	<p>第19条～第20条 (略)</p>	
<p>(電子媒体の管理)</p> <p>第21条</p> <p>1 (略)</p> <p><u>2 電子媒体の廃棄は、原則粉碎処理とする。</u></p> <p><u>3～4 (略)</u></p> <p><u>5 個人情報</u>を記した電子媒体の廃棄に当たっては、<u>安全かつ確実に</u>行われることを、<u>データ保護管理者が作業前後に確認し、結果を記録に残すものとする。</u></p>	<p>(電子媒体の管理)</p> <p>第21条</p> <p>1 (略)</p> <p><u>削除</u></p> <p><u>2～3 (略) 【項番を繰り上げ】</u></p> <p><u>削除</u></p>	<p>○「電子媒体の管理」「電子媒体の廃棄」等の条文を通知に沿って追加、修正。</p>



現 行	改 正 後	備 考
第22条～第24条（略）	第22条～第24条（略）	
<p><u>（データ等の消去及び電子媒体の廃棄）</u></p> <p>第25条 <u>情報システム又は電子媒体で保有するデータについては、法令の定めた保存期間保存・管理するものとする。ただし、法令の定めがない場合については、以下の期間、保存・管理するものとする。</u></p> <p>(1) <u>情報システム又は電子媒体で保有するデータのうち組合員の資格及び保険給付に関するものについては文書保存規程を準用する。</u></p> <p>(2) <u>情報システム又は電子媒体で保有するデータのうち会計事務取扱規程第3条並びに財産管理規程第13条及び第14条で定める帳簿及び台帳については文書保存規程を準用する。</u></p> <p>(3) <u>情報システム又は電子媒体で保有するデータのうち(1)及び(2)以外のものについては文書保存規程を準用する。</u></p> <p>(4) <u>電子申請に係る届出書データ、届出データ及び添付文書については文書保存規程を準用する。</u></p> <p>(5) <u>(1)、(2)及び(3)のバックアップを目的としたデータについては1ヵ月とする。</u></p> <p>2 <u>保存期間が経過したデータ及び電子媒体において、引き続き保存する必要があるものについては、改めて保存期間を定めて保存・管理するものとする。</u></p> <p>3 <u>保存期間経過後の消去及び廃棄方法について、破砕処理または溶融処理する等復元不可能な状態にしなければならない。なお、消去及び廃棄した場合、その経過を記録・管理するものとする。</u></p>	<p><u>（電子媒体の廃棄）</u></p> <p>第25条 <u>保存期間経過後の消去及び廃棄方法について、原則として粉砕処理又は溶融処理する等復元不可能な状態にしなければならない。</u></p> <p><u>削除</u></p> <p><u>削除</u></p> <p><u>削除</u></p> <p><u>削除</u></p> <p><u>削除</u></p> <p>2 <u>データ保護管理者は、個人情報記録した電子媒体を廃棄するときは、廃棄が安全かつ確実にされることを作業前後に確認し、その経過を記録・管理するものとする。</u></p> <p><u>削除</u></p>	

現 行	改 正 後	備 考
<p>4 <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日・法律第27号。)</u>  <u>第2条第8項に定める個人番号データ(情報システムで保有するものに限る)については、第1項に定める期間を資格喪失又は扶養削除の日から10年間とする。</u></p>	<p><u>削除</u></p>	
<p>第26条～第30条(略)</p>	<p>第26条～第30条(略)</p>	
<p>附則</p>	<p>附則  2024(令和6)年4月1日から改正施行する。</p>	

以上

## 「文書保存規程」（一部改正）新旧対比表

現 行	改 正 後	備 考
<p>第 1 条 この規程は大同生命健康保険組合に備え付けておくべき書類の整備を図るため、文書の保存及び廃棄について定めるものとする。</p> <p><u>2. 前項の文書の種別は、別表による。</u></p>	<p><u>(目的)</u></p> <p>第 1 条 この規程は、大同生命健康保険組合（以下「組合」という。）における文書の保存及び廃棄について定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">削除</p>	<p>○「電子文書」「電子化文書」の取扱いが新たに示されたことに伴い、定義・保存等の条文について新設、修正。</p>
<p>新設</p>	<p><u>(規程を変更する場合)</u></p> <p>第 2 条 この規程を変更する場合は、理事会の議決によらなければならない。</p>	
<p>新設</p>	<p><u>(定義)</u></p> <p>第 3 条 この規程において「文書」とは、紙文書、電子文書及び電子化文書をいう。</p> <p>2 この規程において「紙文書」とは、組合が紙媒体（文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で取得又は作成した文書をいう。</p> <p>3 この規程において「電子文書」とは、組合が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）で取得又は作成したものをいう。</p> <p>4 この規程において「電子化文書」とは、令和 5 年 3 月 31 日付保保発 0331 第 1 号「健康保険組合における電子化文</p>	

現 行	改 正 後	備 考																				
	<p><u>書の取扱いについて」に基づき、組合が紙文書をスキャナ等で適切に読み取ること等により作成したPDF等の電子ファイルをいう。</u></p> <p><u>5 文書の種別は、別表で定めるところによる。</u></p>																					
<p>第2条 文書の保存は、次の種類に区分して保存しなければならない。但し、第5種に属する文書であって軽易なものは理事長の決定によって保存期間を短縮することができる。</p> <table data-bbox="291 606 560 845"> <tr><td>第1種</td><td>永年</td></tr> <tr><td>第2種</td><td>10年</td></tr> <tr><td>第3種</td><td>7年</td></tr> <tr><td>第4種</td><td>5年</td></tr> <tr><td>第5種</td><td>2年</td></tr> </table> <p>2. <u>前項の文書の区分は、別表による。</u></p> <p>新設</p> <p>新設</p> <p>新設</p>	第1種	永年	第2種	10年	第3種	7年	第4種	5年	第5種	2年	<p>(文書の保存期間)</p> <p>第4条 文書は、別表で定める種別に応じて、次の年数を保存するものとする。ただし、第5種に属する文書であって軽易なものは、理事長の決定によって保存期間を短縮することができる。</p> <table data-bbox="1030 606 1299 845"> <tr><td>第1種</td><td>永年</td></tr> <tr><td>第2種</td><td>10年</td></tr> <tr><td>第3種</td><td>7年</td></tr> <tr><td>第4種</td><td>5年</td></tr> <tr><td>第5種</td><td>2年</td></tr> </table> <p>2. <u>1件の文書が別表の2以上の種類にわたるときは、保存期間の長い種別に属するものとする。</u></p> <p>3. <u>第1項の保存期間は、処分や契約の完結又は帳簿の使用の終了等の事実があった日の属する年度の翌年度の初日から起算する。</u></p> <p>4. <u>第1項に定める期間にかかわらず、組合員に係る情報(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に定める個人番号(情報システム(組合の情報セキュリティ基本方針及び個人情報保護管理規程に従い、当組合の業務を取り扱うシステムをいう。以下同じ。))で保有するものに限り)を含む)については、資格喪失又は扶養削除の日から10年保存する。</u></p> <p>5. <u>文書を情報システムで管理する場合は、第1項又は第4</u></p>	第1種	永年	第2種	10年	第3種	7年	第4種	5年	第5種	2年	
第1種	永年																					
第2種	10年																					
第3種	7年																					
第4種	5年																					
第5種	2年																					
第1種	永年																					
第2種	10年																					
第3種	7年																					
第4種	5年																					
第5種	2年																					

現 行	改 正 後	備 考								
<p>新設</p>	<p><u>項で定める期間が満了する日と当該情報システムにおいて保存可能な期間のいずれか遅い日までの間保存するものとする。</u></p> <p><u>6 紙文書から電子化文書を作成した場合における当該紙文書の保存期間は、第1項に定める期間にかかわらず、処分や契約の完結又は帳簿の使用の終了等の完結の日から起算して2年保存する。</u></p>									
<p>第3条 <u>1件の文書であって前条第1項の種類2以上にわたるものは、保存期間の長い種類に属するものとする。</u></p>	<p>削除</p>									
<p>第4条 <u>保存期間は、書類の処分の完結または帳簿の使用を終った年度の翌年度よりこれを起算する。</u></p>	<p>削除</p>									
<p>第5条 保存期間の満了した文書については速やかに廃棄するものとする。ただし、継続して保存する必要があるものは、<u>理事会</u>の決定により、さらに相当の期間を定めて保存するものとする。</p> <p>新設</p>	<p><u>(文書の廃棄等)</u></p> <p>第5条 保存期間の満了した文書については、<u>復元不可能な方法により、速やかに廃棄又は消去するものとする。ただし、継続して保存する必要があるものは、理事長の決定により、さらに相当の期間を定めて保存するものとする。</u></p> <p><u>2 前項の廃棄又は消去を外部へ委託したときは、委託先から廃棄又は消去に係る証明を受領するものとする。</u></p>									
<p><u>(別 表)</u></p> <p>第 1 種 組合設立に関する書類</p> <p>(永 年) 組合原簿及び規約並びにこれに関する書類</p> <p>組合において定めた規程</p> <p>監督官庁の通知等で例規となるべきもの</p>	<p>別表 <u>文書の種別</u></p> <table border="1" data-bbox="929 1273 1675 1489"> <tr> <td data-bbox="929 1273 1115 1337">第1種</td> <td data-bbox="1115 1273 1675 1337">組合設立に関する<u>文書</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="929 1337 1115 1401">(永年)</td> <td data-bbox="1115 1337 1675 1401">組合原簿及び規約並びにこれに関する<u>文書</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1115 1401 1675 1449">組合において定めた規程</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1115 1449 1675 1489">監督官庁の通知等で例規となるべきもの</td> </tr> </table>	第1種	組合設立に関する <u>文書</u>	(永年)	組合原簿及び規約並びにこれに関する <u>文書</u>		組合において定めた規程		監督官庁の通知等で例規となるべきもの	<p>○書類を文書に変更</p>
第1種	組合設立に関する <u>文書</u>									
(永年)	組合原簿及び規約並びにこれに関する <u>文書</u>									
	組合において定めた規程									
	監督官庁の通知等で例規となるべきもの									

現 行		改 正 後		備 考
第 2 種 (10年)	事業報告書 収入支出予算書 収入支出決算書 財産目録 理事会・組合会会議録 保険料率に関する <u>書類</u> 組合の合併・分割に関する <u>書類</u> 常勤役員及び職員人事記録に関する <u>書類</u> 組合の設立ある事業所の編入及び削除に関する <u>書類</u> その他理事長が永年保存の必要があると認め た <u>書類及び帳簿</u>		事業報告書 収入支出予算書 収入支出決算書 財産目録 理事会・組合会会議録 保険料率に関する <u>文書</u> 組合の合併・分割に関する <u>文書</u> 常勤役員及び職員人事記録に関する <u>文書</u> 組合の設立ある事業所の編入及び削除に関 する <u>文書</u> その他理事長が永年保存の必要があると認め た <u>文書</u>	
	歳入簿 歳出簿 現金出納簿 議案決議書 選挙に関する <u>書類</u> 訴願及び訴訟に関する <u>書類</u> 社会保険審査官及び社会保険審査会に関する <u>書類</u> 給付の決定及び執行に関する <u>書類</u> 診療報酬明細書等の開示に関する <u>書類</u> その他理事長が10年保存の必要であると認め た <u>書類及び帳簿</u>	第2種 (10年)	歳入簿 歳出簿 現金出納簿 議案決議書 選挙に関する <u>文書</u> 訴願及び訴訟に関する <u>文書</u> 社会保険審査官及び社会保険審査会に関す る <u>文書</u>  給付の決定及び執行に関する <u>文書</u> 診療報酬明細書等の開示に関する <u>文書</u> その他理事長が10年保存の必要であると認め た <u>文書</u>	

現 行		改 正 後		備 考
第 3 種 (7年)	保険料及びその他の徴収金の調定に関する書類 収入支出の証拠に関する書類 その他理事長が7年保存の必要であると認めた書類及び帳簿	第3種 (7年)	保険料及びその他の徴収金の調定に関する文書 収入支出の証拠に関する文書 その他理事長が7年保存の必要があると認めた文書	
第 4 種 (5年)	医療機関に関する書類 給付の決定及び執行に関する書類 健康診断結果に関する書類 組合員の資格に関する届出書類 その他理事長が5年保存の必要があると認めた書類及び帳簿	第4種 (5年)	医療機関に関する文書 給付の決定及び執行に関する文書 健康診断結果に関する文書 組合員の資格に関する届出文書 その他理事長が5年保存の必要があると認めた文書	
第 5 種 (2年)	第1種、第2種、第3種及び第4種に属さない書類及び帳簿	第5種 (2年)	第1種、第2種、第3種及び第4種に属さない文書	
附則		附則 2024(令和6)年4月1日から改正施行する。		

以上